

平成27年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成27年3月9日 午前10時00分 開会
午後 2時32分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	15番 白 石 栄 一

欠席議員1名 14番 西 川 弥三郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	河 合 良 則	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について
日程第4 議第1号 葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて

- 日程第5 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第8 議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議第6号 葛城市行政手続条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第7号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第12号 葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第13号 葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについて
- 日程第18 議第14号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第19 議第15号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第20 議第16号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第17号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第22 議第18号 平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第23 議第19号 平成27年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第24 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について

- 日程第29 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、平成27年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の平成27年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成27年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成27年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第32までの29議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員会視察に係る委員派遣についてご報告申し上げます。

去る3月4日、総務建設常任委員会協議会において所管の調査事項となっている事業の進捗状況を視察するため、地域活性化事業「新道の駅建設事業」における建設現場の進入道路の状況について視察されておりますので、ご報告いたします。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております2件でございます。それぞれ所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変ご多忙の中にもかかわらずご出席を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政運営に関しまして格別なるご協力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が3件、報告案件が1件、条例の制定及び改正を初めとし、一般会計予算及び特別会計予算の平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算など25議案の合計29件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその都度内容をご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、実は私、昨日、陸前高田市に行つてまいりました。あの震災からもう4年がたつわけでございます。議会議員の皆さん方とともに陸前高田市に視察に行きましてからも4年た

つわけでございますけれども、初めて行ったときには瓦れきの山でございました。昨年行ったときにはびっくりしました。そこには何も存在しなかった。瓦れきも存在しなければ建物も存在しない、何もない、本当にただの平野が残されて、復興は本当に始まっているのかという思いでございましたが、実は、昨日行ったら、そこに大きな大きな土砂の塊があちこちにできておりました。近くにある120メートルの山を半分ぐらいに削って、それをダンプカーで運べば10年もかかるというふうに言われていたものを、山からベルトコンベアで土を運びまして、それを1年半でなし遂げるという、超急ピッチで事業の方が進んでおるようでございますが、まだまだ人手が不足をしている、計画どおりには進まないという状況の中でございます。葛城市からも今まで何名かの職員に出向をしてもらい、携わらせていただきました。昨年度、平成26年度も1名、半年間だけ送らせていただきましたけれども、引き続き同様の手だてをとらせていただき、復興のお手伝いをさせていただきたいと思うと同時に、市長が申し上げておりましたのは、何よりも風化をされることが一番の心配なんだ、忘れないでいただきたいという思いを強くされておりました。教育委員会を初め議会の皆さん方、さまざまな研修等に、陸前高田市を初めとした東北地方に足を運んでいただき、復興の後押しをしていただきますように、冒頭でございますけれども、お願いを申し上げたいというところでございます。

さて、余談がございましたけれども、平成27年度は、合併から11年目を迎えた中で、新年度の予算編成に当たりまして新市建設計画事業に基づく諸事業が実を結んでいく年であり、また、本市のさらなる発展のため、職員ともどもなお一層努力して邁進をする所存でございます。なお、平成27年度の施政方針の際におきまして、市長としての私の所信を申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、川村優子君、11番、阿古和彦君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成27年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重にご協議をさせていただいておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成27年度の施政方針がございます。

次に、日程第4、議第1号から日程第6、議第3号までの3議案につきましては、人事案

件でございます。まず、議第1号議案を上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。その後、議第2号及び議第3号議案の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。なお、人事案件については、議案の朗読を行います。

次に、日程第7、報第1号議案につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第8、議第4号から日程第17、議第13号議案までの条例の制定、一部改正及び廃止の10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれの所管の常任委員会へ付託し、審査を願います。なお、総務建設常任委員会には議第4号、議第6号、議第7号及び議第12号の4議案を、厚生文教常任委員会には議第5号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第13号の6議案をそれぞれ付託し審査を願います。

次に、日程第18、議第14号の損害賠償の額を定め和解をすることについてにつきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し審査を願います。

次に、日程第19、議第15号から日程第22、議第18号までの平成26年度各会計補正予算4議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査を願います。総務建設常任委員会には、議第15号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第15号の関係部分、そして議第16号、議第17号及び議第18号の4議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第23、議第19号から日程第32、議第28号までの新年度予算10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月9日から3月27日までの19日間とし、3月11日午前10時より本会議、一般質問を行います。3月12日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。翌13日午前9時30分より総務建設常任委員会、3月16日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催願います。17日午後2時より議会全員協議会を開催いたします。3月18日、19日、20日、23日の4日間は予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。なお、18日及び19日は午後1時より、20日及び23日は午前9時30分より、それぞれ予算特別委員会を開催願います。3月24日、25日、26日は予備日とし、3月27日午前10時より本会議を開催いたします。まず会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれ委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果の報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

会議日程及び会期は以上でございます。

次に、意見書案につきましては、お手元に配付のとおり2件の提出がございました。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてであります。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合については2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合については回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。議員皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日9日から27日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日9日から27日までの19日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成27年度の施政方針を受けます。

山下市長。

山下市長 本日、平成27年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、平成27年度当初予算案はもとより、葛城市の抱えている課題や目指すべき方向性について私の所信を申し述べ、改めまして議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

合併10周年も過ぎ、新年度は新市建設計画に基づき進めております建設事業等の大きな事業がいよいよ終結する年度であり、また終結には至らずとも終結に向けて推進するための重要な年度となります。合併前から、また合併の議論を経て先輩方が葛城市をこんなまちにしていきたいと思いつけて進めてこられた事業が大きく進捗する年度でございます。

このような中、市政運営を進めていくうえで大きな課題が2点ございます。

まず1点目は、クリーンセンターや新道の駅の建設事業、そして、新学校給食センターの稼働についてでございます。また、これからしっかりと進めていかなければならない事業

といたしまして、国鉄・坊城線整備事業や尺土駅前の周辺整備事業等がございます。

2点目といたしましては、これから5年後、10年後の葛城市を考えたとき、次はどのようなまちづくりに取り組んでいくのかという課題がございます。

昨年、有識者らでつくられている政策発信組織、日本創成会議の分科会により、2040年の人口試算が示され、その中で、奈良県内の3分の2の市町村が消滅可能性の危機にあるとの衝撃的なデータが公表されました。幸いにも、本市は消滅可能性都市の対象には入っていませんでしたが、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている2040年の将来推計人口におきまして、本市の人口は3万2,576人になると予想され、合併時と比較すると約1割減少すると見込まれております。平成16年10月1日の合併時の本市の人口は3万5,513人であったものが、平成27年1月1日現在で3万7,059人となり、約1,500人の増加があったものの、65歳以上の高齢化率につきましては、合併時には約18%であったものが、平成27年1月1日現在では約25%と増加している現状でございます。つまり、本市人口の約4分の1が65歳以上の高齢者の方々に構成されているわけでございます。もちろん、高齢者の方々にとっても住みやすいまちづくりを目指しておりますが、生産年齢人口が減少している現実は否めないわけでございます。

市民の皆様のためによりよいサービスを行っていくためには、生産年齢人口の増加が必須であり、将来に向けて若年層の方々をいかにして葛城市に呼び込んでいくかが、これから早急に取り組むべき大きな課題となっております。

その対策といたしまして、市内での住宅購入者に対する補助を実施するとともに、新規就農や若年層農業支援制度等を充実させ、市内で住み、働ける場所の確保を行うことにより、若年層の方々の呼び込みに努めてまいります。

あわせて、子育てしやすいまち、高齢者の方々に優しいまちを目指し、子どもからお年寄りまで幅広い世代の人々が住みなれた地域で生活を送ることができる環境を整え、全ての人々がいつまでも愛着を持って過ごせるまちをつくってまいりたいと考えております。

次に、財政面や行政運営についてご説明申し上げます。

現在、本市は多くの企業の皆様のおかげで安定的に税収を得ております。本市の当初予算規模は、ここ数年、新市建設事業に伴う経費がかさんでいることもあり、150億円台から180億円台に推移してきておりますが、大きな事業をせずに予算を組んだ場合は、おおむね120億円から130億円ぐらいが予算の適正規模であると思われまます。予算の歳入につきましては、市民の皆様や企業の皆様からの税収を30億円台後半と見込ませていただき、この税収と国からいただく地方交付税や補助金に加え、地方債等で予算を編成しております。皆様の中には、地方債等の借金をせずに行政を進めてほしいなどのご意見もございますが、税収だけでは、本市に限らず、多くの地方公共団体でも到底その財政を賄うことができませんし、市民の皆様が必要とする事業を推進することにも事欠くおそれが生じてまいります。

そこで、このような事態を避けるため、市民の皆様にとって有益な事業を見きわめ、皆様のご負担を少しでも軽減できるよう予算を編成するため、旧町のころから合併特例債を初めとする国から地方交付税としてお金が返還される地方債を有効に活用してまいりました。こ

れにより、本市の財政状況につきましては、奈良県内でも特に健全であると高く評価されております。しかし、限られた財源の中で、市民の皆様によりよいサービスを提供し続けていくには、まず、今以上に無駄づかいをなくしていかなければなりません。昨年の施政方針の中では、税収をふやし無駄をなくしていきたいとご説明させていただきましたが、新年度はより踏み込んだ内容でご説明させていただきたいと思っております。

私は、市町村の財政状況をよく例え話を用いさせていただきますが、市町村を船に例えるならば、税金は燃料であり、市役所はエンジンであると考えております。燃料である税金が多いほど、またエンジンである市役所の性能がすぐれているほど、市町村という船は長い距離を進むことができます。例えば、10億円分の燃料で1の距離を進むエンジンがあるとします。現在進められているアベノミクスや地方創生による事業の実施に伴い、地方の消費が喚起され、税収が上がることにより入ってくるお金、つまり船の燃料が10億円から15億円になった場合は、1.5倍の距離を進むことが可能となります。それと同時に、エンジンそのものをもっと効率よく回すことができないだろうかという疑問が、市役所をどう効率化したらいいのかという話につながっていくわけでございます。別の例えをするならば、20年前の車のエンジンと今の車のエンジンを比較すると、今のエンジンの方が圧倒的に燃費がよく、馬力も強い上にサイズもコンパクトになってきております。市役所を車のエンジンだとすると、エンジンをコンパクトにしつつ燃費効率を高めることが、私の今抱えている課題であり、今まさに取り組もうとしている仕事でございます。

そのために、何をしていかなければならないかと申しますと、まず、予算におきまして、市民の皆様にとって必要不可欠なサービスの総量の把握が必要となってまいります。次に、総量を把握した上で、サービスを提供する施設、設備や備品等のファシリティの算出を行い、さらに、そのサービスの提供やファシリティマネジメントに必要な人員を算出し、システムを見直す必要があります。その上で、適正な人員及び設備や備品等の設置、またその管理を行っていくことが重要でございます。これらは相互に関連しておりますので、トータル・コーディネートすることが可能であり、この見直しこそがエンジンのコンパクト化、効率化につながると私は考えております。

昨年の施政方針でご説明させていただいた自治体クラウドは、まさにシステムの見直しの最たるものでございます。7つの自治体でサーバー・システムの共有化を図り、37業務を他の自治体と一緒に取り組むことによって、毎年1億円もの経費を浮かすことに成功いたしました。

また、本市は130余りの施設を保有しておりますが、2年前に設置したファシリティマネジメント検討委員会におきまして、各施設を調査してその状態を把握し、建替え等の是非や廃止や継続、継続に必要な費用等を含めて検討してまいっているところでございます。

人員に関しましては、これからプロジェクトチームを立ち上げ、再任用制度を見据えた上での人員の適正な管理に取り組んでまいります。

設備や備品の管理につきましては、平成26年度から民間企業より出向していただいている職員を中心としたプロジェクトチームを結成し、より適切な設備や備品の管理を徹底してま

います。

このように、私は根本的な構造改革に取り組み、市民の皆様からお預かりした大切な税金を節約し、効率よく運用していけるような行政体にしていくべく努力をしております。

先ほど申し上げました、船の燃料とエンジンの説明に戻りますが、10億円分の燃料で1の距離を進むことができる船があり、燃料が10億円から15億円になった場合は1.5倍の距離を進むことが可能になるとご説明させていただきましたが、10億円で回るエンジンを2割コンパクトにして、8億円で回るようにすれば、15億円のお金が入ってきた場合は1.5倍から約2倍の距離を進むことが可能になります。限られた財源の中で、将来長きにわたり効率のよい行政体をしっかりと構築していくためには、市役所だけではなく民間の活力をうまく活用しながら、その知恵や知識を拝借させていただき、行政が葛城市という地域の中で企業、市民、市役所が一体となって進んでいけるような方策を模索してまいりたいと考えております。

以上、定住促進やファシリティマネジメントなど、これからの葛城市にとっての課題やその取り組みの現状について、ご説明をさせていただきました。

ここからは、課題の解決に向けての具体的な政策といたしまして、新年度の眼目となる事業についてご説明をさせていただきます。

葛城の宝、子どもたちを守ります。

芸術アドバイザー。世界的にも著名なピアニストの方に芸術アドバイザーを依頼し、年に数回、小中学校を中心に訪問していただき、音楽や芸術のすばらしさを子どもたちや市民の皆様にお伝え願う機会をつくってまいります。

スポーツアドバイザー。スポーツアドバイザーにつきましては、過去に元プロ野球選手の桑田真澄氏、サッカー元日本代表の岩本輝雄氏、平成26年度はウォーキングのデューク更家氏等、さまざまな分野の著名人の方をお願いしてまいりました。新年度は、奈良県で唯一のプロチームであるバスケットボールリーグチームと1年間の協定を結び、バスケットボールの楽しさ、スポーツの楽しさを選手の方々から直接学べる機会をつくってまいります。

みんなの居場所をつくります。

コミュニティバス事業。奈良交通の当麻・新庄線廃止に伴い、現在、市のコミュニティバスが代替運行を行っております。そこで、この廃止路線を含めて市内の公共交通ネットワークの見直しを、葛城市地域公共交通活性化協議会を中心として行っているところでございます。昨年末にアンケート調査を実施して、市民の皆様からご意見を頂戴し、さらに、現在の公共交通機関の状況も十分分析することにより、なお一層より有用な公共交通網の構築を図ることとしており、早ければ年内に新しいバス網の構築を行います。

サテライト型まちづくり、ICT街づくり。本市では、サテライト型まちづくり事業とICT街づくり推進事業を一緒に行っております。よく誤解をされますが、これらは全く別の事業でございまして、効率化を図るために双方の事業をクロスさせております。

サテライト型まちづくり事業と申しますのは、核となる公民館、集会所、コミュニティセンター等をうまく活用し、「井戸端」をつくることによって地域力をつけていただき、最終的には地域の皆様自身で自分たちのまちを自分たちでつくっていく、自分たちで守っていく、

自分たちでよくしていくという思いを持っていただくための方策でございます。

ICT街づくり推進事業と申しますのは、自治体クラウドの導入に伴い、公民館等に嘱託職員等を配置し、住民票や印鑑証明書等を発行するものでございます。その実証のために、市民サービスコーナーを先だって寺口ふれあい集会所と、ゆうあいステーションに開設させていただき、今年からは忍海集会所にも新たに開設させていただきました。

この事業は、サテライト型まちづくり事業を実施するに当たり、市民の皆様が集まりやすい場所を設けるための種まき作業になるものでございます。

ICT街づくり推進事業。山間地域の皆様が抱える買い物の困難さに対する支援、大きな病院がない本市での健康管理や医療の問題等を解決する手段を模索していく中で考えに至ったのが、新時代葛城クリエーション推進事業でございます。この事業は、ICTやデジタルテクノロジーを活用して、情報共有や行政サービスの保管等の方法について検討し、市民サービスの向上を図っていくものでございまして、現在、総務省から補助金をいただきながら進めさせていただいている事業でございます。しかし、絶対に忘れてならないのは、このICTやデジタルテクノロジーといえども、あくまでも道具であり、道具だけでは人は幸せにはなり得ないという点でございます。さまざまな道具を使ってどれだけ便利な社会をつくっていくか、また、どのようにして市民の皆様の笑顔が見えるまちをつくっていくのかということが重要であって、道具はあくまでも道具にすぎません。この道具の有効活用の方法の1つといたしまして、平成28年から国民一人一人にマイナンバーカードが交付されるという状況が目の前に迫っている中で、いち早くこれに取り組むことが市民の皆様の利益につながると信じ、本市は全国でも先発的にこれに取り組んでおります。

介護バウチャー制度。この2年間、健康管理についてさまざまな取り組みをさせていただきましたが、制度のさらなる浸透を目指し、新年度から制度モニターの方を募集し、デジタルツールを利用したご自身による健康管理に取り組んでまいります。そのために、できるだけ多くの方々に公民館等に足をお運び願ひ、皆様の交流の場としてご活用いただくとともに、ご自身の健康に気をつけていただく体制を構築してまいります。

買い物支援事業につきましては、従来は、手数料がかかるなど使い勝手のよいものではございませんでした。そのことを民間企業に相談いたしましたところ、手数料をかけずに配送を行うさまざまなアイデアをいただきました。新年度からはそのアイデアを生かし、健康管理や買い物支援、買ったものを自宅まで届けていただくお手伝いをしてくださる方やその他全般につきましては、市民の皆様にお手伝いをしていただく有償ボランティアの制度の構築について検討してまいります。この事業を実施していく上で、お金の切れ目が縁の切れ目になってはいけない、国の補助金や市の予算で人を雇って事業を行っていくことができるかもしれない、しかし事業をやり続けるということになると予算がかさみ、この事業を続けていくことが財政上適切なのか否かといった議論が必ず起こってまいります。それを防ぐために、ご近所の高齢者の方々のために何かしたいと考えてくださる市民の皆様からなる有償ボランティアの力をお貸しいただくための介護システムを構築し、総称してそれを介護バウチャー制度と命名させていただき、その検討に入ってまいります。制度を進めていく上で、対価と

して幾ばくかの報酬をお渡しするのか、またお手伝いをしていただいた時間に応じてポイントを提供し、それを将来の自分の介護にかかる自己負担の代わりとして使っていただけるようにするのか、具体的な内容につきましては現在検討中ではございますが、高齢者の方々や市民の皆様のお役に立つシステムを構築してまいります。

何よりも、命を守ります。

広報の徹底。私が、市議会議員を経て市長にならせていただき、葛城市に携わる政治家として市をよくしていくためには何が足りないのか、何をどうしていけばいいのかを考えたとき、問題の1つとして広報の徹底が挙げられます。例えば、ひとり暮らしの高齢者の存命確認や連絡手段、また災害等非常時の情報伝達手段や避難情報、災害用の食料や備品の情報を共有することができるシステムをどのようにして市民の皆様にお伝えするのか、これら広報徹底の手段について考えてまいります。

どこよりも快適な住環境を目指します。

すむなら葛城市事業。本市は、冒頭でもご説明しましたとおり、合併以降、人口が増加傾向にあります。全国や奈良県の将来的な人口は多数の市町村では減少傾向にあり、本市においても将来は人口減少に転じることが懸念されております。人口が減少していった場合の影響といたしましては、少子高齢化に伴う医療費支出の増加、社会保障の問題、高齢化に伴う相互扶助力や地域防災力の低下、税収入の減少等、さまざまなマイナス面が考えられます。このため、市内で自ら居住する新築並びに中古住宅を取得した方に対しまして補助金を交付するとともに、生活関連サービスや教育、文化関連サービス、生活の豊かさや交通の利便性等、本市のすぐれた魅力もあわせてPRしながら、葛城市の定住人口の増加を図ることで、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化を図ってまいります。

スマートウェルネスシティ・コンパクトシティづくり。先ほど、5年後、10年後の葛城市を考えていく上での種まきのお話を申し上げましたが、実際どのような政策を講じようとしているのか、説明させていただきます。

本市は、スマートウェルネスシティの構築を目指す約60の自治体の首長が集まる研究会に加入しております。この研究会は平成21年に発足したもので、我が国の超高齢、人口減社会によって生じるさまざまな社会課題を自治体がみずから克服するため、この危機感を共有する首長が集結し、健康をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行しようとするものであります。ここでは、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデルスマートウェルネスシティの構築を目指すという宣言を行い、ハード面またはソフト面から健康づくりを主眼としたまちづくり、コンパクトシティを目指してまいります。具体的に申しますと、国土交通省の提唱にのっとり、大きな駅や主要な建物の近くに多様な都市機能を集積させ、アクセスしやすく住みやすい地域づくりを計画していくものでございます。国からの直接投資を得られるよう、その計画を立て、駅や主要な施設にバスの交通網をつなげる等の整備を行い、市民の皆様が利用しやすく住みやすい、また高齢者の方々が買い物や福祉医療を受けやすいまちの設計図を描いてまいりたいと考えております。

歴史的風致維持向上計画の策定。本市は、国宝8件、国重要文化財30件を有する當麻寺が

あり、聖衆来迎練供養会式は1,000年以上途切れることなく當麻寺とともに地域の人々の信仰の力によって受け継がれてまいりました。また、その周辺の参道には当時の名残を伝える屋敷や寺社等が数多く残っております。しかしながら、これらの維持管理には多くの費用と手間がかかり、高齢化や人口減少により担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史伝統が人々の生活から失われつつあります。このような、良好な歴史的風致を維持し後世に継承することを目的とした歴史的風致維持向上計画策定の検討を進めてまいります。

葛城市ってこんなにすごい。

新規就農若年層農業支援。新道の駅の創設により、地場産業の振興を図るとともに、そのすぐ近くに学校給食センターを移設することで、地産地消の推進につきましてもしっかりと考え実行していかねばならない年でございます。特に高齢化が目立っている農業は、現在、耕作放棄地が約10ヘクタールあり、それ以外にも遊休農地が多数存在しており、これら耕作放棄地等をどのように解消していくのが課題となっております。また、新規の就農者や若年層の農業者に対し、初期投資を軽減するという意味も込めまして融資制度を新設いたし、Uターン、Iターン、Jターンといった方々が本市の農業産業に携わっていただけるよう、新規参入の受け入れ態勢を整え、積極的に就農支援や農業産業の活性化に取り組んでまいります。

芸術アートフェア。芸術アートフェアにつきましては、市内在住の画家の方々より、秋ごろをめぐり本市を舞台として絵画展を開催しないかというお話をいただきましたのが、その端緒であります。回を重ねて熱心にお話をいただく中で話が大きく膨らみ、大阪芸術大学や市内油絵具メーカー等の企業からもご協力をいただき、市内で芸術アートフェアを開催させていただき運びとなりました。開催内容といたしましては、絵画に限らず、市内外から作品を公募させていただき、1週間程度の期間、市役所の庁舎、相撲館、當麻寺等で作品を展示させていただき予定をしております。本市といたしましても、アートフェアを何としても実現させたいという熱い思いを抱いておられる方々の後押しをしっかりとさせていただき、さまざまな芸術作品が市民の皆様の目にふれる機会をつくってまいりたいと考えております。

3市による共同キャンプ地の誘致。健康を主眼としたまちづくりを進めていく中で、生涯スポーツにつきまして、市民の皆様と一緒に探っていきたいと考えております。2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年に関西で開催されるワールドマスターズゲームズ等の大きな大会が、これから先めじろ押しでございますが、葛城市としてどのようにかかわっていくのかを、隣の御所市と五條市とで話し合いをさせていただきます。本市では、新庄第1健民運動場や新町公園球技場といった大きなグラウンドが2面ございます。御所市にも大きなグラウンドが2面あり、五條市にも1面ございます。3つの市は数十分でそれぞれの市を行き来することができ、3つの市を1つの地域として捉えると、5つのグラウンドを保有する1つの大きな地域ができ上がります。そこを、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック、関西ワールドマスターズゲームズといったラグビーやサッカー等のキャンプ場として、その合宿所の誘致を3市合同で図れないだろうかという提案を、私の方から御所

市、五條市の各市長に提案させていただきましたところ、快くその案にご賛同いただくことができました。続いて、その提案を奈良県知事に申し入れましたところ、奈良モデルの1つとしてこれに取り組んでいこうとのお話もいただいております。つきましては、市内グラウンドの整備や、現在保有しております天然芝を人工芝にするべきかどうか、また、新庄第1国民運動場の周辺を本市スポーツ振興ゾーンに制定させていただき、将来的にそれをどのように生かしていくのかということも含めまして、キャンプ地等の誘致に向けて検討してまいります。

以上、新年度の眼目と言うべき事業についてご説明させていただきましたが、ここからは、それ以外で新年度に向けて取り組むべき重要施策といたします。新山下和弥ビジョンに基づき、事業の一部についてはございますがご説明申し上げます。

1、子育て。

安心・安全な子育て。乳幼児等医療費助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一環といたしまして、次代を担う子どもたちのすこやかな成長と福祉の増進を図るため、これまで入院と歯科診療分に限り、小学校卒業時までを対象として実施してまいりました。それを、平成26年度からは全ての保険診療について、中学校卒業時まで拡充して実施してまいりました。新年度におきましても、この乳幼児等医療費助成とともに、ひとり親家庭への医療費助成や、平成25年度に県から市町村へ権限移譲されました未熟児医療費助成を引き続き実施してまいります。妊婦健康診査につきましては、引き続き妊娠期間中の健診費用の公費助成を行い、母子の健康管理に努め、安心して妊娠、出産ができる体制を確保してまいります。また、早期出産等により未熟児や低体重で生まれた赤ちゃんとその保護者に対しましては、保健師や助産師が未熟児訪問指導を行い、安心して育児ができるよう支援を行ってまいります。さらに、すこやかな成長、発育のため、特に支援が必要な乳幼児とその保護者に対しましては、発達相談員による子育て相談や療育相談を実施して成長を見守るとともに、関係機関との連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

地域で支える子育て。乳幼児の学校教育、保育や地域の子ども、子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度がスタートし、教育、保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する環境整備を目的とした葛城市子ども・子育て支援事業計画に基づき実施してまいります。保育所につきましては、公立保育所と私立保育園との連携を図り、保護者のニーズに合った保育サービス、保育の質の向上を図ってまいります。学童保育事業につきましては、子どもたちが放課後、安心して過ごせる居場所となるよう、指導員が研修で得た知識を十分に生かして、児童の健全育成に努め、より充実した学童保育を実施してまいります。また、病児保育事業につきまして、新年度から大和高田市と利用協定を締結し、実施してまいります。共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援する意味から、親と子を対象とした子育て支援として、まず、乳児期における子育ての孤立化を防ぎ、健全な養育環境を確保するため、こんにちは赤ちゃん事業と称する訪問事業を、引き続き地域の民生・児童委員の方々のご協力により実施いたします。また、新事業として養育支援が特に必要なご家庭に対しまして、その居宅を訪問し、養育に関する指導、

助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を確保する養育支援訪問事業を実施してまいります。

次に、子育て支援センター事業の一環として、就園前の親子が自由に遊び子育ての悩みを互いに相談できる場としての集いの広場等を継続して行い、さらに、子育て中の親子が交流できる居場所として、新年度から、ゆうあいステーションにおでかけ広場を開設し、スタッフと子育てについての話をしながら、ご相談にも応じるといったきめ細やかな子育て支援を実施してまいります。

平成26年度、初めて子どもを産み育てる母親が安心して子育てができ、育児不安が軽減されるよう、ベビープログラムを実施のためのファシリテーター養成講座を実施いたしました。新年度からは、ベビープログラムの回数をふやし、より多くの方々にご参加いただけるような体制をつくることで、子育ての孤立、虐待予防につなげてまいりたいと考えております。また、子育て支援ボランティアやファミリーサポート援助会員の育成を図り、地域にお住いの子育ての先輩方に子育てを支援するというお立場でご活躍をいただき、葛城市の子どもを地域ぐるみで育てていけるよう、啓発してまいります。

加えて、子育て中の親子がきずなを感じながら、地域で安心して子育てができることを目的とする地域の居場所づくり、子育てサロン助成事業を行う社会福祉協議会に対し、引き続き支援をしてまいります。

子育て世代臨時特例給付金。低所得の子育て世帯に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、子育て世帯臨時特例給付金の支給を引き続き行ってまいります。

子どもたちの安全の確保。子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るため、新庄北小学校附属幼稚園の耐震補強大規模改造工事を実施してまいります。また、新庄北小学校の教室不足に伴い、校舎の増築工事に取り組んでまいります。あわせて、学校生活と地震等災害時の安全を図るために、新庄北小学校校舎の窓ガラスを強化ガラスに入れかえを行ってまいります。

学校運営協議会の拡大。平成25年度、平成26年度に文部科学省の研究委託を受け、新庄小学校が県下でも先駆的に取り組んだ学校運営協議会の設置ですが、新年度はその成果に学びつつ、他の4小学校にも学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールといたします。それにより、地域や保護者の皆様の多様な教育力を活用させていただき、学校教育の充実を図りますとともに、地域と学校の結びつきをこれまで以上に強めてまいります。

学校教育の充実。公益財団法人日本サッカー協会が実施しておりますJFAこころのプロジェクト夢の教室を、平成26年度は新庄北小学校及び磐城小学校の5年生を対象とする委託授業として実施いたしました。1学級90分の授業はすばらしく、児童が夢を持つことの大切さと仲間と協力することの大切さを十分学ぶことができました。そこで、新年度は新庄小学校、忍海小学校、當麻小学校の5年生を対象として実施いたします。

また、市の歴史や文化遺産等を学ぶ授業につきましても、引き続き多様な計画を立案し、実践を通して郷土を愛し誇りを持つ心情や態度の育成を図ってまいります。

学校・地域パートナーシップ事業。学校教育の充実と地域、家庭の教育力の向上を図るた

め、市内各小・中学校に学校支援地域コーディネーターを配置するとともに、学校支援ボランティアの派遣等を行い、環境整備支援活動等を中心に推進しているところでございます。また、平成24年度まで取り組んでまいりました学校・地域連携事業の実績を生かしながら、新年度も引き続き学校ごとに設置いたしました学校コミュニティ協議会を中心に、地域との一体化を図りつつ、子どもたちが生き生きと活動できる学習環境をつくとともに、地域の教育力向上を目指し、学校・家庭・地域が協働して子育てや教育に臨む仕組みを構築してまいります。

子ども・若者育成支援事業。現在、葛城市子ども・若者地域支援協議会の運営とともに、ニート、引きこもり傾向にある若者を中心に相談業務事業を、當麻文化会館内サポートルームにおいて実施し、今年で6年目を迎えるところであります。この相談業務は週4日の実施ですが、コース等を通じて市民の皆様に広くPRを行い、徐々に相談件数がふえております。相談業務事業の推進に当たりましては、専門の臨床心理士及び職員等を配置して、相談や助言等に携わるとともに、地域協議会で地域として支援が必要な子ども・若者にどのような支援が可能か、どのような体制が有効であるかを、関係機関等のご意見を伺いながら検討・協議を重ね、関西大学との連携協定に基づき、人的支援や知的資源の提供も引き受け続けながら、事業の効果的な推進に努めてまいります。今後も、本市の子どもたちや若者が健やかに成長することを願い、地域協議会の運営とともに教育相談室とも一層連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもたちや若者への支援を引き続き行ってまいります。

読書推進等、地域を支える人づくり。市民の皆様の多様なニーズに対応する資料や情報の提供に努め、赤ちゃんから高齢者まで全ての市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。また、子どもたちが豊かな感性をはぐくむ本に出会い、すこやかに成長できるよう、学校、家庭及び地域と連携、協力して読書活動の推進に努めてまいります。

2、福祉。

障がい者福祉の充実。障がい児支援につきましては、児童福祉法の改正に伴い、支援を強化するため、早期発見、早期療育や身近な地域での支援の充実が求められているところですが、本市におきましても、平成26年に初めて児童通所事業である放課後等デイサービスを実施する事業所ができました。今後は、更に支援を充実させるとともに、質の向上に努めてまいります。

精神障がい者支援につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対しまして、新年度から全診療科の入院、通院に医療費助成を行ってまいります。従来より、身体障害者手帳1級または2級、知的障害者の療育手帳A、A1、A2を所持しておられる方につきましては、医療費の助成制度がありました。しかしながら、精神障がい者に対する医療費助成制度は、精神通院医療の対象となっている医療費のみが助成対象でした。全国でもまだ数えるほどの都道府県でのみ実施されている制度を、奈良県がいち早く取り入れ、本市も実施することになりますが、3つの手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が同様に取り扱われることは、大変大きな意義があると考えております。たびたびの法改正で障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し続けていますが、障がい者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するため、関係機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、適切なサービスの提供ができるよう努めてまいります。

生活保護受給者への支援。生活保護受給者は今なお全国的に増加傾向にあります。そのため、国としても生活保護に至る前の自立支援策の強化として、第2のセーフティネットと呼ばれる生活困窮者自立支援法が新年度から施行されます。本市におきましても、自立相談支援事業及び住宅確保給付事業の運用を行ってまいります。また、就労支援員制度を活用し、就労による自立に向けて受給者の方を支援してまいります。今後も、生活困窮者に対しまして総合的な相談支援に取り組むとともに、自立支援の推進に当たりましては、関係部署やハローワークとも連携を密にして、適切な相談や助言等を行ってまいります。

臨時福祉給付金。低所得者の方に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金の支給を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉の充実。団塊の世代が65歳以上となり始めたこともあり、本市の65歳以上人口が占める高齢化率は25%を上回り、また、75歳以上が占める比率も10.8%と年々数値は高くなる中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているため、地域に暮らす高齢者をいかに支えるかという課題に取り組んでまいります。その一環として、健康づくりを推進いたしますとともに、高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、生活支援や社会参加の促進、生きがいづくり等健康長寿が実現できるまちづくりを目指してまいります。また、高齢者が地域社会から孤立しないよう、日常生活の支援や見守り等、地域で支える体制づくりを引き続き充実してまいります。さらに、ひとり暮らしの方への日常生活支援、自立支援、元気な方に対する仲間づくりや生きがいづくり、社会参加の促進と介護予防事業への参加、促進に向けて啓発を推進してまいります。

次に、地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を図り、地域ケア体制の確立に努めてまいります。また、地域のつながりを大切にする、地域での居場所づくり、いきいきサロンへの支援並びに支援が必要な状態になっても家族ともども安心して在宅生活ができるよう、地域で支えていく体制づくりを行ってまいります。さらには、認知症サポーターの育成、認知症カフェの整備等、認知症に対する地域の普及と理解の促進を図ってまいります。

介護保険事業を信頼できる制度としていくため、適切な介護予防、介護給付を行うとともに、公平・公正かつ効率的な運営を行ってまいります。

健康づくりの推進。健康なまちづくりを推進するための、第2期の葛城市健康増進計画「きらり葛城21」をもとに、生活習慣の改善、生活習慣病の予防に取り組み、子どもから高齢者まで健康で明るく、生き生きと輝く活気のある住みよい葛城市をめざし、各種団体や関係機関と連携して健康づくりを推進してまいります。また、健康増進を目的として、ウォーキングスタイリストによるウォーキング教室を実施し、市民の健康意識を高めるとともに、健康支援に努めてまいります。

特定健康診査につきましては、1人でも多くの市民の皆様を受診していただけるよう、さまざまな機会を利用して周知を図り、受診しやすいよう健診にも工夫を凝らし、健診結果による特定保健指導と生活習慣病の予防に努めながら、健康支援を行ってまいります。

スポーツ活動の振興。より多くの市民の皆様親しんでいただけるよう、各種スポーツ教室や体育祭を初めとした各種スポーツ・レクリエーション大会を引き続き開催いたします。また、体育協会と連携を図りながら、市民の皆様喜んでいただけるよう、創意工夫を盛り込んだ競技種目及び内容を取り入れることに努めてまいります。

加えて、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、競技としてのスポーツではなく、健康で長生きするために健康増進及び体力維持を図り、地域のコミュニケーションの活性化にも貢献できるよう、新年度からスポーツクラブの設立に向け取り組んでまいります。

芸術文化活動の振興。芸術文化の振興につきましては、中央公民館、新庄・當麻両文化会館連携のもと、市民の皆様が多様な芸術文化にふれることを通して、心豊かな人づくりができるよう努めてまいります。また、地域での生涯学習活動を推進するため、多様なニーズにお応えできる各種教室、講座等を提供するとともに、市民の皆様地域公民館活動等にも積極的にご参加いただけるよう、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

心豊かな人づくり。まず、人権施策につきましては、市民一人一人の人権が尊重されるまちづくりに向け、人権問題に関する正しい地域が習得できるよう、市民集会を初め多様な研修会の提供や、効果的な手法による啓発活動に取り組むとともに、人権尊重の精神が基盤となった社会づくりを進めるため、関係機関・団体等とそれぞれの主体性を尊重しながら連携し、推進に努めます。また、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画週間のパネル展示や男女共同参画セミナー等の研修会を行い、女性も男性も一人一人が大切にされ、その個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会に向けた意識改革や雰囲気づくりに努めてまいります。

3、安心・安全。

市民の安全の確保。全国的に市民、とりわけ子ども、女性、高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。犯罪に対する市民の不安を解消していくことは、行政の大きな課題となっており、市民一人一人が防犯に対する意識を持つとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって、犯罪を未然に防ぐ取り組みが重要となります。そこで、子どもの避難場所、駆け込み先として子ども110番の家の設置を引き続き行ってまいりますとともに、地域で自主防犯活動を行っておられる自主防犯組織を支援しながら、犯罪の抑止を図る防犯カメラの設置、街路を照らす街灯の設置補助、青色防犯パトロールカーによる市内巡回も引き続き実施し、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。また、市民の皆様安全で平穏な生活を暴力団から守るため、葛城市暴力団排除条例の啓発に努めてまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全母の会や交通対策協議会等の皆様引き続きご協力をいただくとともに、交通指導員による指導、啓発等を通じて交通事故の防止に努め、危険な箇所につきましては啓発看板を設置してまいります。さらに、子育て支援の一環として実施しております幼児2人同乗用自転車の新規購入につきましても、安全基準に適合する自転車に限り購入費用の補助を引き続き実施してまいります。

自然災害や火災等への安全性の向上。東日本大震災や台風等による災害の教訓を生かし、市民一人一人の防災意識を高め、かつ災害から身を守るため、地域住民と行政が連携して各

大字の危険箇所や避難経路、避難場所等について記載した地域防災マップの活用を図るとともに、災害発生時に活躍が期待される自主防犯活動を支援するため、防災活動の援助、地域防災訓練につきましても引き続き実施してまいります。

さらに、災害時要援護者への支援等につきましても、市民一人一人のきずなを深め、いざというときに支え助け合える、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

また、近い将来に発生が想定される南海トラフ地震に備え、災害応援協定の充実を図るとともに、葛城市耐震改修促進計画を見直し、今後10年の目標値を設定し、既存木造住宅の耐震化を促す耐震診断支援事業や耐震改修工事補助事業を継続して実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指すとともに、地域防災力の充実、強化のため、市民からなる自主防災組織の強化を図り、災害発生時には自主防災組織、消防団、消防署、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。また、火災発生時に迅速な消火、救助活動ができるよう、消防団第5、6分団の消防ポンプ自動車2台を更新し、装備の機能強化を図るとともに、地域の防災力の向上のため、防火水槽の新設及び改修工事、消火栓の設置など、大字と協議しながら推進してまいります。

市民生活の安心感の向上。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等の消費者問題が年々増加、複雑化し、その手口も巧妙になってきております。このような消費者問題に対応するため、消費者相談窓口につきましては引き続き御所市との間で広域連携を実施し、本市は毎週月曜日、御所市は毎週木曜日に相談の機会を設け、いずれの市におきましてもご相談いただける体制を整えます。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進し、消費者の安全・安心を確保するよう継続的に取り組んでまいります。

また、失業者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。

事故や病気に対する安心感の向上。水痘と高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が定期的予防接種となり、感染症の発生予防対策として予防接種法に基づく定期的予防接種の重要性を周知するとともに、積極的にその接種勧奨を行ってまいります。また、がんの早期発見、早期治療につなげるため、特定年齢に達した方に子宮がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を配布して受診勧奨を行い、受診率の一層の向上に努めてまいります。

妊産婦の救急対応につきましては、休日夜間の産婦人科一次救急医療体制に参加し、安心して妊娠、出産ができる環境づくりに努めてまいります。また、休日夜間及び年末年始の救急対応といたしましては、葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療のため、橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担も引き続き行い、救急時医療体制の確保に努めてまいります。

食育、食に対する安心感の向上と推進。食は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが重要であります。新年度も葛城市食育推進計画に基づき、乳幼児期から少年期、成人期、高齢者に至るまでのライフステージに応じた正しい食生活の推進を図ってまいります。また、安全・安心な食材を選択する力や健全な食習慣を身につける基礎を培い、食習慣の改善と生活習慣病予防に取り組むとともに、関係機関と連携を図り

ながら健全な食育の推進に努めてまいります。

保育所におきましては、乳幼児期の食習慣こそ食を営む力の基礎となるものであることから、引き続き発育・発達段階に応じた豊かな食の体験の積み重ねができるよう、取り組んでまいります。また、一人一人の発達段階に合わせた離乳食、症状に合わせたアレルギー除去食を提供し、保護者とも共通理解を図りながら進めてまいります。給食は和食をできるだけ取り入れた献立を中心に提供しながら、望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成等、発達段階に応じた食育の推進を菜園、クッキング活動等の体験を通じて充実してまいります。

次に、各幼稚園、小・中学校の給食につきましても、給食の材料購入助成を引き続き行いながら、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、今後も調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。また、新年度9月からの新学校給食センターの稼働に向け、調理、配送等業務委託に切りかえるとともに、食の安全・安心はもとより、今以上においしく、できるだけ多くの子どもたちが食べられるよう、アレルギーにも対応した給食の提供に努めてまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の運営。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や保険税負担能力の低下、医療費の増加等により、依然として厳しい財政運営が続いております。このような状況のもと、国におきましては持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう公費負担を拡充して、財政基盤を強化するという方針が示されたところであります。県におきましては、広域化等支援方針に基づき、安定的かつ効率的な事業運営の確保等を図るため、収支両面での都道府県単位化を目指し、引き続き市町村と検討していくこととされております。保険者に義務化された特定健康診査、特定保健指導は8年目を迎え、平成25年度に新たに策定した第2期実施計画に基づき、生活習慣病を早期発見して未然に重症化を防ぎ改善を図っていくため、検診事業の充実に努めるとともに、受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券等交付による一部負担金の助成等の保健事業を引き続き実施し、受診率の向上に努めてまいります。市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るとともに医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度は、制度の開始から8年目となります。これまで、被保険者の理解が得られるよう、保険料の軽減措置や納付方法の見直し等、制度の定着を目的とした様々な改善策が実施されてまいりました。本市におきましては、この制度の被保険者である高齢者の方々に安心して医療を受けていただくため、現行制度の安定的な運営が図られるよう、広域連合と連携を密にして、高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

4、環境。

快適な生活環境の保全。本市の生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による貼り紙等の違反広告物の除去活動や市内一斉清掃等の推進、各地域環境委員会のご協力により不法投棄の監視体制の強化を実施してまいります。また、

新年度は前回の一般廃棄物処理基本計画を見直し、新たな計画を策定いたします。本市の将来10年間にわたるごみの減量化、ごみの分別、リサイクルの推進及びごみの収集体制等、また生活排水に係る新たな計画を策定し、市民の皆様の生活環境の向上とともに、循環型社会の構築を目指してまいります。ごみの減量化の施策といたしましては、家庭から排出される生ごみを堆肥化する「おひさま堆肥事業」を、NPO法人と協働してさらなる拡充を目指すとともに、生ごみ処理機購入助成制度及び再生資源集団回収助成制度を引き続き実施してまいります。

次に、地域新エネルギービジョンにつきましては、平成26年度から引き続き新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コジェネレーションシステム設置に対する補助金交付を継続いたします。また、公共施設への再生可能エネルギーシステム導入の可能性に関しましても、引き続き検討してまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、市役所の事務、事業等から発生する温室効果ガスの削減にも努めてまいります。

次に、新クリーンセンターの建設につきましては、平成26年11月に自然公園法に基づく建築の許可をいただき、現在、建屋の地下部分の掘削を行っております。新年度は地下部分から順次、焼却炉本体等の建設工事を進めてまいります。

また、新庄クリーンセンターの跡地利用につきましても、地元との協議を進め、今まで焼却していた剪定枝や野菜残さ等のバイオマス資源を有効活用できる循環型社会形成に見合った施設計画を策定するとともに、新しい分別収集やその収集体制につきましても引き続き検討してまいります。

次に、下水道事業につきましては、新年度も引き続き一部地区の管渠布設工事を実施いたしますとともに、水洗便所改造助成条例適用範囲等の拡大により、一層の水洗化促進に努めてまいります。

自然環境の保全。森林資源の保全につきましては、奈良の元気な森林づくり推進事業として、施業放置林整備や獣害に強い里山づくり事業、森林とのふれあい推進事業等を実施するとともに、植栽による景観向上推進事業を実施し、森林及び里山の機能回復に努めてまいります。それと同時に、山麓地域に被害が増大しておりますイノシシ等の鳥獣害対策につきましては、鳥獣害防止対策協議会におきまして、被害地域の方々や関係団体との連携を密にしながら被害防止に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、新年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道より90万トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。また、水質の安全対策に万全を期すとともに、平岡受配水池の緊急遮断弁設置工事並びに各浄水施設の設備改良や配水管の布設替工事等を引き続き行い、今後も効率的で安定した水道事業の運営並びに水道サービスの向上に努めてまいります。

吸収源対策公園緑地事業、本事業は社会資本整備総合交付金事業として実施する地球温暖化対策を一層推進することを目的とし、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備または公園施設の緑化を推進するものであります。引き続き関係者のご理解とご協力をいた

きながら、市民の皆様の憩いの場となる公園緑地づくりを進め、緑を身近に実感できるコミュニケーションの場としてご利用いただけるよう取り組んでまいります。

5、基盤整備。

日常生活の利便性の向上。新市建設計画事業に位置づけられた尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業につきましては、引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、事業の推進を図ってまいります。また、工業地域の活性化及び安全性の向上のため、葛城川東側線の整備事業を引き続き推進してまいります。

なお、地域活性化事業につきましては、新道の駅施設整備の完了を図るべく、事業を推進してまいります。

地域情報化施策の推進。新年度は、社会保障・税番号制度の開始に伴う基幹システムの更改を逐次実施していく上で、平成26年度までに取り組んだ基幹システム、障害福祉システム等の共同化事業を有効活用することにより、大幅なITコストの削減を目指し、かつ行政サービスの質的向上を実施してまいります。また、新年度には健康管理システムの共同化も控えており、内部情報系システムにつきましても共同化事業の推進を図ってまいります。

効率的で効果的な行財政運営。市税の公平、公正を期し、実財源の歳入を確保するため、24時間いつでも納付できるコンビニ収納を活用し、納期内納付の啓発を引き続き行うとともに、滞納処分等により市税収納対策の強化を図ってまいります。一方、現在の厳しい社会情勢の中で、納期内納付が困難な方には、その生活実態の把握に努めながら適切な収納対応を心がけてまいります。

人材育成。職員の人材育成につきましては、現在の自治体を取り巻く状況は、地方分権の進展、高度情報化、少子高齢化、住民ニーズの多様化等、大きく変化しており、職場においては経営感覚を持って効率化を進めながら、市民サービスの向上を図ることが求められております。このような環境変化に対応するため、職員の能力を最大限に発揮できるよう、職員の能力開発が必要となってまいります。これにより、人材育成基本方針に基づき、職員の専門的な知識や技能の一層の向上を図るとともに、行政環境の変化等に的確に対応できる柔軟な発想を身につけた創造力豊かな職員を組織的に育成することを目的として、職員研修を行っているところであります。職員個別の課題につきましては、奈良県市町村職員研修センター、市町村アカデミー等による研修を、職員全体の課題につきましては現在のニーズに合ったテーマによる研修を行い、職員の能力や努力、熱意、更にチームワークの向上を図るとともに、市役所の業務は市民のためのサービス業であるという意識改革を積極的に進めるため、引き続き企業研修を実施してまいります。

人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正により、人事評価の実施が義務づけられ、全職員に対して実施していかなければならないことから、人事評価をより公正に行えるよう、引き続き評価者に対する研修を行うとともに、評価制度や評価の内容等につきまして、人事評価制度検討委員会の中で検討し、制度の改善を図り、職員が納得できる公平な評価制度の実現を行ってまいります。

6、産業、観光。

地域産業の振興。まず、企業誘致につきましては、私みずからが率先して取り組んでいかなければならないと考えております。その中で、現在建設中の工場が新年度中に稼働を開始されると聞き及んでおり、今後も引き続き新たな企業の誘致を図れるよう、努力してまいります。具体的には、工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町地区につきましては、今後も県との連携を図りながら、優良企業等の誘致の受け入れを、また他の地区につきましても、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら、積極的に推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、安倍政権によるデフレ脱却と持続的な経済成長のための経済財政対策が推進されてはいるものの、中小企業や地域経済にはいまだ十分に浸透しておらず、市内企業を取り巻く環境は依然として厳しいままであります。新年度も中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を引き続き実施し、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行うとともに、保証協会や金融機関より情報収集を行い、さらなる利用者の拡大を図れるよう、検討してまいります。

加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携も密にしながら、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向けて取り組んでまいります。

次に、本市における農業につきましては、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況にあります。このことを踏まえつつ、平成25年12月に閣議決定された農林水産業地域の活力創造プランに基づき、また、平成26年6月20日に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定されたことにより、日本型直接支払制度の多面的機能支払として農地資源向上活動を実施し、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。

また、葛城山麓地域7カ大字により設置されております葛城山麓地域協議会におきまして、農村資源を生かした地域づくり事業に取り組んでいただき、山麓地域の農村資源を生かした地域づくりについてや地域農業のあり方等についての検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指しております。行政といたしましても、相互協力しながら本市の新しい農業の地域ブランドの確立に向け取り組んでまいります。

次に、「ゆめフェスタ in 葛城」につきましては、市民の皆様に交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業を初め全ての産業の活性化を図り、そこに健康づくりも一体化させることにより、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施してまいります。また、農業と商業を結びつけるための地域活性化事業につきましては、引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、積極的に事業進捗を図ってまいります。

次に、土地改良事業につきましては、農地有効活用促進事業等を実施し、生活基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

歴史文化の保全と交流の促進。市内の歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、文化財保存事業や遺跡発掘調査等を国や県とともにを行い、大切な文化財の保存を図ってまいります。事業の主なものといたしましては、市内各所の国宝、重要文化財等の指定文化財保存修理等に対する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査等でございます。

次に、歴史博物館では、春季企画展を「忍海の渡来人を探る」と題して、今から31年前に行われた寺口忍海古墳群の発掘調査の成果を中心にご紹介するとともに、そこから忍海渡来人の実態についてアプローチしてまいります。古墳群からの出土品とともに、同古墳群麓の脇田遺跡の出土品等も展示し、当時の葛城の中で活躍していた渡来人たちの姿を紹介いたします。また、秋季には「桑山一族、紀州和歌山城から大和新城へ」と題し、今から約400年前に桑山氏によって築造された和歌山城と新庄陣屋の2つのすぐれた城郭にスポットを当てた特別展を行い、和歌山城と新庄陣屋に関する歴史資料を一堂に集め、展示品を通して双方の城郭の実態をご紹介します予定です。

次に、観光の振興につきましては、観光大使、観光協会、観光ボランティアガイドの会等と連携を図りながら、数多くの観光資源を活用し観光客の集客につながる施策を実施いたします。大阪市内から約30分、関西空港から約50分という地の利を生かし、世界に誇れる豊かな自然や歴史遺産等、葛城市の魅力を最大限に引き出し、国内はもとより海外の観光客が訪れたいまちを目指してまいります。観光行政は市単独で事業を行うより、近隣地域と連携し広域的に取り組むと効果が大きくなります。引き続き大阪府、奈良県を含む竹内街道・横大路沿線自治体で構成する竹内街道・横大路（大道）1400年活性化実行委員会、また和歌山県を含むダイヤモンドトレール活性化実行委員会の一員として、地域のPR活動を行いますとともに、周辺の活性化、歴史空間の保全、創造を目標に、葛城市の魅力を全国に発信してブランド化に取り組んでまいります。また、本市におけるインバウンド政策として、訪日外国人向けの無料Wi-Fiサービスの設置や、海外市場への積極的なプロモーション活動を行い、外国人観光客の誘客に努めてまいります。相撲館におきましても、引き続き、「けはや相撲甚句会」との連携を図り、相撲発祥の地葛城市を全国に発信してまいります。合宿部屋の誘致や、相撲を題材とした物語の舞台化、企画展を行い、来館者の増加を目指してまいります。

以上、新年度の市政運営と重要施策につきましてご説明申し上げました。冒頭にも申し上げましたとおり、新年度は新市建設計画に基づき進めてまいりました事業がいよいよ実を結んでいく年度であり、また新たな葛城市に向けてスタートする重要な年度でもございます。私はこれからも引き続き、市民の皆様から愛され、誇りに思える、住んでよかった葛城市、住んでみたい葛城市を目指し、葛城市が日本一のまちになるよう、力の限り市政運営に取り組んでまいり所存でございます。今後とも、議員の皆様を初め市民の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げますとともに、今回提案しております諸議案につきまして、よろしくご審議の上適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時40分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第1号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本件を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により、朗読いたします。

議第1号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 樫原市見瀬町●●●

氏名 大西正親

昭和●年●月●日生

平成27年3月9日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

下村議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第1号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本年4月から新教育委員会制度に移行されることにより、現葛城市教育委員会の委員であります大西正親氏を新制度での教育長に任命いたしたく、提案するものでございます。

新制度におきましては、地方教育行政の明確化といった観点から、教育長と教育委員長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として設置されます。

大西正親氏は、平成21年から葛城市教育委員の委員に就任され、人格が高潔で教育行政に関しましても教育長としての十分な経験があり、識見も有しておられることから、新教育長として最適任者であると認められます。

よって、教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(大西教育長 入場)

下村議長 この際、ただいま葛城市教育長に任命同意されました大西正親氏からご挨拶を受けることにいたします。

大西教育長。

大西教育長 ただいま教育長の職を拝命するに当たりまして、議会のご同意を賜りましたことに対して、一言ご挨拶申し上げます。

地方教育行政法の一部が改正され、本年4月1日より新しい教育委員会制度が施行されるに伴い、市長より新たな教育長として指名を受けましたところ、ただいま本議会におきましてそのご同意を賜り、まことに光栄に存じますとともに、改めてその責任の重大さを受けとめているところでございます。

ご存じのように、新教育委員会制度が施行されることによりまして、新しい教育長はこれまでの事務統括者としての立場とともに、教育委員会を代表する代表者を兼ねるという一層重い立場と責任を持つわけでありまして、今までとは比べ物にならない重責に身が引きしまる思いでございます。

教育は今、さまざまな課題を抱えております。学校教育では、生きる力に象徴されるこれからの時代、社会をたくましく生き抜くための問題解決力や応用力、創造力の育成、またいじめや不登校の克服とともに、豊かな人間性の醸成が求められているところでございます。さらに、地域におきましては、誰もが文化や芸術、学術にふれながら、またスポーツにも親しみながら生き生きと暮らせる日々の構築が大切であります。そのためにも、学ぶことを通して人々がつながり、豊かな社会を築き上げていくことが求められており、教育関係者にとりまして取り組むべき問題が山積しておる中、改めて本市教育の充実推進に全身全霊を傾けなければならないと考えておるところでございます。

もとより、私自身、浅学非才ではございますが、これまで皆様方にご指導、ご助言いただきましたことを1つ1つ改めてかみしめるとともに、本市の子どもたちのすこやかな成長、また市民の教養文化の向上に初心に帰り、誠心誠意精いっぱい最善を尽くすことをお誓い申し上げますとともに、各議員の皆様方にはこれまで以上にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

下村議長 次に、日程第5、議第2号及び日程第6、議第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意

見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により、朗読いたします。

議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市當麻●●●

氏名 松浦住憲

昭和●年●月●日生

平成27年3月9日提出

葛城市長 山下和弥

議第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市尺土●●●

氏名 辻本八栄子

昭和●年●月●生

平成27年3月9日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

下村議長 本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第2号及び議第3号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

最初に、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては人権擁護委員の木下忠則氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますので、新たに松浦住憲氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の辻本八栄子氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き辻本八栄子氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

以上、提案をいたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともに

すぐれており、最適任者であると認め推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。日程第5、議第2号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより議第2号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第6、議第3号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより議第3号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第7、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につき、提出者の説明を求めます。副市長。

杉岡副市長 それでは、ただいま議題となりました報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の平成27年度葛城市土地開発公社の予算書によりましてご説明申し上げます。

まず、最初でございます。1ページをごらんいただきたいと思います。平成27年度葛城市土地開発公社の予算は次の定めるところにより第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が4億2,528万9,000円、収益的支出は4億2,102万円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出でございますが、資本的収入が6,100万円、資本的支出が4億8,192万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,092万円は、損益勘定留保資金を持って補てんするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算内容の説明でございますが、4ページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年度の事業計画書でございます。まず、取得事業の明細でございますが、公有地取得事業といたしまして5,000万円の枠取りを予算計上いたしております。

次に、売却事業の明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業用地といたしまして、売却原価が土地2筆で504平方メートルで4,729万6,000円。売却収益といたしまして、4,776万9,000円。

次に、道の駅整備事業用地で、売却原価が土地3筆、2,939.93平方メートルで、補償費を含めまして2億5,280万5,000円で、売却収益といたしまして2億5,533万3,000円。

次に、吸収源対策公園緑地事業用地で、売却原価が土地33筆、5万1,288平方メートルで1億2,081万9,000円、売却収益といたしまして、1億2,202万7,000円。

売却事業合計が売却原価で4億2,092万円、売却収益が4億2,512万9,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

平成27年度の資金計画でございますが、まず、受け入れ資金でございますが、前期繰越金が1億945万5,000円。公有地取得事業収益が4億2,512万9,000円。事業外収益が16万円。借入金が6,100万円。受入資金合計が5億9,574万4,000円でございます。一方、支払資金では、公有地取得事業費が6,100万円。一般管理費が10万円。借入金償還金が4億2,092万円。翌年度繰越金が1億1,372万4,000円。支払資金合計が5億9,574万4,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの予定損益計算書でございます。1番の事業収益では、公有地取得事業収益が4億2,512万9,000円。

2番、事業原価の公有地所得原価が4億2,092万円。差引事業収益は420万9,000円でございます。

3番、一般管理費は10万円で、事業損失も同額の10万円でございます。

4番、事業外収益では、受取利息が1万円、雑収益が15万円で、事業外収益の合計が16万円でございます。

事業収益420万9,000円に事業外収益16万円を加え、事業損失10万円を差し引きいたしまして、経常利益は426万9,000円、当期純利益も同額の426万9,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

平成28年3月31日の予定の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産の現金及び預金が612万2,000円、公有用地が5,000万円、代行用地が4億3,578万2,000円、流動資産合計が4億9,190万4,000円、資産合計も同額の4億9,190万4,000円でございます。

次に、負債の部では、流動負債の借入金が3億7,318万円、未払金がゼロでございますが、いたしまして流動負債合計も同額の3億7,318万円でございます。

次に、資本の部では、資本金の基本財産が500万円、資本金合計も500万円でございます。

次に、準備金では、前期繰越準備金が1億945万5,000円、当期純利益が426万9,000円、準備金合計が1億1,372万4,000円、資本金合計1億1,872万4,000円でございますが、負債資本

合計は上記資産合計額と同額の4億9,190万4,000円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。

まず収益の部でございますが、公有地事業収益では、公有地売却収益が4億2,512万9,000円、事業外収益の受取利息が1万円、雑収益が15万円、収入合計は4億2,528万9,000円でございます。

次に、9ページに移ります。

続きまして、支出の部でございますが、事業原価として公有地売却原価が4億2,092万円、一般管理費の経費では需用費が5万円、負担金として2万円、公租公課が3万円で、経費の合計が10万円。支出合計が4億2,102万円でございます。

次に、10ページに移らせていただきます。資本的収益及び支出予算の説明書でございます。

収入のことに際しまして、借入金で6,100万円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

続きまして支出の部では、公有地取得事業費が6,100万円、借入金償還金が4億2,092万で、支出合計4億8,192万円でございます。

次に、恐れ入りますが2ページの方にお戻りいただきたいと思っております。第1表の収益的収入及び支出予算でございますが、先ほど8ページ、9ページで説明いたしましたように、収入は事業収益4億2,512万9,000円と事業外収益16万円の合計4億2,528万9,000円で、支出は事業原価4億2,092万円と一般管理費10万円の合計で4億2,102万円でございます。

最後に、3ページをお願いいたします。第2表の資本的収益及び支出予算とも、先ほど10ページと11ページでご説明いたしましたように、収入は資本的収入で6,100万円、支出では公有地取得事業費で6,100万円と借入金償還金4億2,092万円で、合計4億8,192万円でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第8、議第4号から日程第17、議第13号までの条例の制定、一部改正及び廃止10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第4号から議第13号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきま

しては、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

まず、第1条の葛城市職員定数条例の一部改正でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条が第19条に繰り上げられたことに伴うものでございます。

次に、第2条の葛城市職員倫理条例の一部改正でございますが、法律の改正より教育長が一般職の身分を有しなくなったことに伴い、一般職のうち教育長を除く規定を削るものでございます。

次に、第3条の葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、法律の改正により教育委員会は教育長及び委員をもって組織することとされたことに伴い、別表中、教育委員会の委員の区分を改めるものでございます。

次に、第4条の葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますが、法律の改正により、教育公務員特例法の教育長の給与等を定める規定が削除されたこと及び教育長が教育委員会の委員としての報酬を受けることがなくなったことに伴い、趣旨及び給与の支給の規定を改めるものでございます。

最後に、第5条の葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第2条と同様に一般職のうち教育長を除く規定を削るものでございます。

以上につきまして、本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第5号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る保育料等に関する事項を、市町村の条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。また、附則において、葛城市立幼稚園保育料等徴収条例及び葛城市保育所条例の保育料等の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第6号、葛城市行政手続条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政指導の規定について改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる規定及び法令に違反する事実を是正するために処分又は行政指導を求めることができる規定を新設することにより、行政運営における公平の確保と透明性の向上を図ることを目的として改正するものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第7号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、農地法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正等に伴い、手数料の種類及び金額の規定について改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、農地台帳及び農地に関する地図の公表が農業委員会に義務づけられたことに伴いまして、農地台帳における要約書の発行手数料1件につき200円を徴収する規定を追加するもので、本年4月1日から施行するものでございます。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名を、鳥獣の保護及び管理並びに狩

獺の適正化に関する法律に改正するもので、本年5月29日から施行するものでございます。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、保険料負担段階を現行の9段階から10段階に細分化するとともに、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行うものでございます。また、本条例の附則におきまして、介護保険法の一部改正に伴い本年4月1日から実施することとなりました介護予防・日常生活支援総合事業に関する融資規定を設けるものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年1月16日に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が公布されたことに伴うものでございます。主な改正内容といたしましては、指定介護予防サービス事業者等に対する介護予防訪問看護計画書の提出に関する改正及び地域ケア会議における関係者間の情報共有に関する努力義務の規定を設けるものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年1月16日に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が公布されたことに伴うものでございます。主な改正内容といたしましては、利用定員の緩和、サービス名称の変更等、所要の改正を行うものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年1月16日に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が公布されたことに伴うものでございます。主な改正内容といたしましては、利用定員の緩和、サービス名称の変更等、所要の改正を行うものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第12号、葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成26年6月4日に建築基準法の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、建築物の用途の制限の適用を受けない既存建築物につきましては、条例で規定する範囲内で増築又は改築をする場合においては、建築物の用途の制限の規定を適用しないとする条文に、移転に係る規定を加えるものでございます。本年6月1日から施行するものでございます。

最後に、議第13号、葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについてでございます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の公布による児童福祉法の改正に伴うものでございます。これまで、保育につきましては児童福祉法において市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童に対し実施することとなっておりますが、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、保護者の労働または疾病、その他内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童に対し実施することとなりました。これに伴いまして、児童が保育に欠ける事由について定める本条例を廃止するものでございます。本年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第4号、議第6号、議第7号及び議第12号の4議案については総務建設常任委員会に、議第5号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第13号の6議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第14号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第14号、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、住宅及び車への被害に係る相手方に対しまして、26万1,483円の損害賠償の額を定め和解するものでございます。

平成26年12月17日の強風によりまして、葛城市立新庄小学校附属幼稚園の西側フェンスに取りつけておりました8枚の看板のうち3枚が外れ、そのうちの1枚が付近住民の住宅と車に接触し損傷させたことにつきまして、このたび相手方と和解に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第14号議案については、厚生文教常任委員会に付託し審査願います。

次に、日程第19、議第15号から日程第22、議第18号までの平成26年度各会計補正予算4議

案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第15号から議第18号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてでございますが、本案につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,730万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,674万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、また国の補正予算（第1号）に伴う地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策事業、その他事業費の確定に伴う国・県支出金の額の調整等を行うものでございます。

第2条では、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業及び国鉄・坊城線整備事業に係る継続費の補正、第3条では繰越明許費といたしまして、情報特派員養成事業、総合戦略策定事業、新規就農就業者への支援事業、海外プロモーション事業、プレミアム商品券発行事業、各種ボランティア養成指導者育成事業、健康支援事業、地域福祉施設における「おでかけ広場」の開設事業、子ども・乳幼児のための防災教育事業、買い物支援事業、バウチャー実施計画策定事業、葛城アートフェア事業、介護保険システム改修事業、農地有効活用促進事業、県営ため池等整備事業、道路新設改良事業、地域活性化事業、社会資本道路改良交付金事業、都市計画道路見直し検討事業、吸収源対策公園緑地事業の20事業をお願いするものでございます。

また、第4条では、地方債への補正をお願いするものでございます。

次に、議第16号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,821万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,469万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費の減額及び高額医療費共同事業拠出金の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の追加でございます。

次に、議第17号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,800万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,389万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳出では保険給付費の追加となっております。歳入ではそれに伴います介護給付費負担金の国庫及び県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの追加でございます。

最後に、議第18号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、水道事業費用で715万円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億153万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、野田

谷貯水池事業負担金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。
総務建設常任委員会には議第15号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第15号の関係部分、議第16号、議第17号及び議第18号の4議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第19号から日程第32、議第28号までの新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第19号から議第28号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は164億5,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと6億1,400万円、率にして3.6%の減となっております。

主な事業といたしましては、地域循環型社会形成推進事業、尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が39.1%、普通建設事業費などの投資的経費が25%、物件費、繰出金などのその他が35.9%となっております。

歳入につきましては、市税では37億7,237万円、前年度比4.2%の減、地方交付税では41億7,500万円、前年度比2.2%の伸びを見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、9億9,386万9,000円を計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務補償限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例事業ほか6事業の起債の限度額を24億1,590万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は47億3,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3億9,700万円、率にして9.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で29億1,932万7,000円、共同事業拠出金で9億8,980万2,000円、後期高齢者支援金等で5億6,344万円、介護納付金で2億604万5,000円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として3,752万円となっております。

これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を事業勘定1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は23億3,030万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億7,830万円、率にして8.3%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で22億3,191万8,000円、地域支援事業費で6,351万2,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,840万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと20万円、率にして0.7%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,905万5,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第22号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億5,700万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,800万円、率にして2.5%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、維持管理費で3億6,215万9,000円、公共下水道事業費で1億2,993万6,000円、公債費で10億6,490万5,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を3億350万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、議第23号、平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億1,350万円でございます。平成27年度は学校給食センター建設事業が完了しておりますので、前年度当初予算額と比較いたしますと12億6,750万円、率にして75.4%の大幅な減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で6,964万2,000円、給食材料費で1億8,754万8,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第24号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は107万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと27万円、率にして33.8%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で8万3,000円、一般会計繰入金で94万9,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金を見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,480万円でございます。平成27年度は墓地の公募を予定しておりますので、前年度当初予算額と比較いたしますと1,220万円、率にして96.8%の大幅な増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、緑化植栽等管理委託料で103万9,000円、積立金で2,094万8,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,750万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと41万6,000円、率にして2.4%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、職員給与等で729万1,000円、介護認定審査会委員報酬で438万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億3,310万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと770万円、率にして2.4%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で3億2,999万3,000円となっております。財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第28号、平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成27年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万3,865戸、年間総配水量は460万1,000トンを予定しております。収益的収入は8億2,924万9,000円、収益的支出は6億6,661万2,000円でございます。支出の主なものとしたしましては、県水受水費を含む原水及び

浄水費で2億6,880万2,000円、総係費で8,742万1,000円、減価償却費で2億806万5,000円となっております。

次に、資本的収入は1,700万円、資本的支出は3億6,063万2,000円でございますが、不足する3億4,363万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第19号から議第28号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号から議第28号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後2時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでご報告いたします。

予算特別委員会委員長に西井覚君、同じく副委員長、増田順弘君。

以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、11日、12日、27日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から総務建設常任委員会が、16日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、18日及び19日は午後1時から、20日、23日は午前9時30分からそれぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。また、17日午後2時から議会全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時32分